

答 申 情 第 7 9 号

平成30年3月23日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成29年4月28日付け保健健第39号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

個人情報が渡った経緯を確認した結果が判るもの等の不存在による非公開決定事案 (諮問情第106号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成29年2月28日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求した。

- 1 民生委員会から△△連合会に当該年度に70才になる者の個人情報（氏名、生年月日、年令、住所）が渡った経緯を再度確認した結果が判るもの。（平成26年度）（以下「本件請求1」という。）
- 2 左京区▼▼において、△△社会福祉協議会から民生委員会を通じて（介して）当該町内の独居高令者に年2回渡される贈り物の配布状況が判るもの。（平成26年度～平成28年度）（以下「本件請求2」という。また、本件請求1及び本件請求2をまとめて「本件請求」という。）

(2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年3月15日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

- ・ 本件請求1について、本案件に係る民生委員会及び△△連合会への状況確認は、左京区役所福祉部福祉介護課を通じて口頭で行っており、請求に係る公文書は作成していないため。
- ・ 本件請求2について、本案件に係る△△社会福祉協議会の事業に係る内容確認は、左京区役所福祉部福祉介護課を通じて口頭で行っており、請求に係る公文書は作成していないため。

(3) 審査請求人は、平成29年3月31日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求1に係る文書について

本件請求以前に審査請求人から、△△連合会（△△学区の自治会の連合組織）が実施している敬老会事業（赤飯の配布事業）の案内が審査請求人のもとに届くのは、左京区役所を通じて△△学区民生委員会に提供されている個人情報、△△連合会に渡っているからではないかとの問合せを受け、地域福祉課から左京区役所福祉部福祉介護課（以下「区役所」という。）を通じて状況の確認を行った。

△△連合会の会長（平成28年11月30日まで△△学区民生児童委員会会長をされていた）に平成28年12月に確認を行ったところ、△△連合会が敬老会事業に使用している70歳以上の方の名簿については、従来から各町内会で作成しているものであり、△△学区民生児童委員会は関与していないとの回答であった。審査請求人が求めている「再度確認した結果が判るもの」とは、当該回答に関する文書であると解する。

イ 本件請求2に係る文書について

本件請求以前に審査請求人から、△△学区社会福祉協議会が実施している一人暮らし高齢者への粗品の配布について、年2回実施されているが、配布を担っている民生委員から審査請求人自身は配布を受けていない、町内の他の70歳以上の方も受け取っていない方がいる等との粗品の配布状況についての問合せがあったことなどから、審査請求人が求めている「贈り物の配布状況が判るもの。（平成26年度～平成28年度）」とは、平成26年度から平成28年度までの間、当該粗品が、配布対象者に対して正しく配布されたかどうか確認をすることができる文書であると解される。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 本件請求1について

4(1)アに記載の△△連合会会長への状況の確認については、区役所を通じて口頭で行い、その結果についても、区役所から当庁へ口頭で行われたものであり、当庁において本件請求1に係る文書は作成していない。

イ 本件請求2について

4(1)イに記載の問合せを受けて、区役所を通じて△△学区社会福祉協議会の会長及び△△学区民生児童委員会の前会長（前述4(1)アの△△連合会の会長と同一人）に状況の確認を行ったところ、配布は冬の1回のみ、民生委員だけでなく他の協力員も配布を担っている等との回答であり、当該確認は口頭で行われたもの

であることから請求に係る文書は作成していない。

また、△△学区社会福祉協議会が実施している一人暮らし高齢者への粗品の配布については、当該協議会の独自の取組であり、請求に係る文書は作成しておらず、当該協議会からも取得していない。

なお、各個人への配布状況等の詳細については当庁では把握していないため、当該協議会に直接問い合わせさせていただきたい旨を審査請求人にお伝えしている。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審査会での審査請求人の説明によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

なお、この「5 審査請求人の主張」の中における略称、定義等については、審査請求人が自身の主張の中で用いているものを用いるものとする。

(1) 本件請求1について

ア 本件請求1、に係る文書は、民生委員法15条に規定する職務上の守秘義務違反及び同法11条2号に規定する解嘱事由に係る文書である。

イ 平成28年1月～同年3月までは、地域福祉課##の担当であった。

ウ 平成29年1月～同年2月には、地域福祉課◇◇に直接請求人が再度の調査確認をお願いをした。

エ 平成28年4月～同年12月までの担当者であった地域福祉課●●の稗田阿礼（古事記の語り部）に匹敵する稀有な記憶力を前提とするならば、口頭確認も妥当性が生じるやもしれぬが、関係者が複数名であること及び状況の確認作業が複数回の伝達となる本件にあっては、関係者（■■民生委員会会長を含む）の平均的な記憶力を踏まえて判断されるべきである。

オ 加えて、本件請求1、は、民生委員法15条の規定する職務上の守秘義務違反及び同法11条2号の規定する解嘱事由に係る調査確認であることを口頭で行ったとするものである。

カ 諮問庁の弁明は、社会通念上の妥当性を著しく欠くものであり、失当と言わざるを得ない。

キ 70才以上の者の個人情報が出ていることは、もちろんあってはならないことである。民生委員は、民生委員法を守る必要がある。直接民生委員に伝えることは、かえって物事を紛糾させてしまうかもしれないと思ったので、当時の地域福祉課に確認した。

ク 国であるとか、法律であるとか、最低限のルールは守ってもらいたいということを主張してきている。

(2) 本件請求2について

ア 本件請求2,に係る文書は,民生委員法14条4号の規定する民生委員の職務及び同法11条3号の規定する解嘱事由に係る文書である。

イ 元△△学区社会福祉協議会は,従前より,当該地域在住の70才以上の単身者約100名に対し,毎年2回夏冬に毎回約1000円を超える贈り物(以下「贈り物」という。)を続けてきた。

平成26年度～平成28年度の3年間に▼▼において,年2回の上記の贈り物の配布を担当したのは,◆◆民生委員である。(民生委員法14条4号 民生委員の職務規定のとおり。)

平成26年度～平成27年度 夏冬2回の2年間の上記の贈り物の配布は,請求人に対しては,今に至るも1度として実行されなかった。

ウ 平成28年1月～同年3月までは,地域福祉課##が,平成26年度～平成27年度の2年間の年2回の贈り物について,▼▼の配布を担当した◆◆民生委員の配布状況を調査確認をした。(平成28年2月29日の地域福祉課においての◆◆民生委員謝罪会見時の立会人の■●会長,地域福祉課##,区福祉介護課 ▲▲,同課□□のとおり。)

エ 平成28年4月～同年12月までは,地域福祉課●●が,平成26年度～平成27年度の2年間の年2回の贈り物について,▼▼の配布を担当した◆◆民生委員の配布状況の調査確認をした。(資料6,平成28年10月3日付 区福祉介護課 ▲▲と△△民児協会長 ■●氏の間文書のとおり。)

オ 請求人は,平成29年1月～同年2月に地域福祉課◇◇に,平成26年度～平成28年度の3年間の年2回の贈り物について,▼▼を担当する◆◆民生委員の配布状況が,請求人以外の対象者に対しては,平成27年冬の贈り物【純白色のバスタオル】1回のみ配布であることを新たな事実として,請求人に対して贈り物を1度も渡すことがない事実と併せての調査確認を依頼した。

カ 諮問庁が,当該贈り物の配布は冬の1回のみとする主張は,事実と異なるものである。

△△社会福祉協議会は,当該地域在住の70才以上の単身者約100名に対して,毎年2回夏冬に毎回約1000円を超える贈り物を続けてきた。

キ 諮問庁が,上記の贈り物は,△△社会福祉協議会の独自の取り組みであるとする主張は,これまで,一度として主張することがなかったものであり,民生委員法14条4号の解釈適用を歪曲するものである。

◆◆民生委員が,平成26年度～平成28年度の3年間の毎年夏冬に年2回担当した社会福祉協議会からの上記の贈り物の配布は,民生委員法14条4号に規定する民生委員の職務に該当するものである。

ク 諮問庁が,本件請求2,を不存在とする理由の「口頭で状況の確認を行った。」に

については、下記のとおり時期及び担当者が調査確認をした。

平成28年1月～同年3月までは、地域福祉課 〃〃の担当であった。

平成29年1月～同年2月には、地域福祉課 ◊◊に直接請求人が、新たな事実を加えて再度の調査確認をお願いをした。

平成28年月～同年12月までの間は、地域福祉課●●の担当であった。

ケ ところで、■■民生委員会会長及び区福祉介護課▲▲の平成28年2月29日付◆◆民生委員の謝罪時と同年10月3日付文書の間の記憶間違いは、甚だしいものがある。(資料5、平成28年10月3日付文書のとおり。)

コ 平成28年4月～同年12月までの担当者であった地域福祉課●●の稗田阿礼(古事記の語り部)に匹敵する稀有な記憶力を前提とするならば、口頭確認も妥当性が生じるやもしれぬが、関係者が複数名であること及び状況の確認作業が複数回の伝達となる本件にあっては、関係者(■■民生委員会会長及び◆◆民生委員を含む)の平均的な記憶力を踏まえて判断されるべきである。

サ 加えて、本件請求2は、民生委員法14条4号の規定する民生委員の職務及び同法11条3号の規定する解嘱事由に係る調査確認であることを口頭で行ったとするものである。

シ 諮問庁の弁明は、社会通念上の妥当性を著しく欠くものであり、失当と言わざるを得ない。

ス 諮問庁の弁明は、関係法令の解釈適用を歪曲した虚偽によるものである。

セ 本件処分は、取消しされるべきである。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求1に係る文書について

(ア) 審査請求人は、本件請求1に係る公文書公開請求書(以下「本件請求書」という。)に「民生委員会から△△連合会に当該年度に70才になる者の個人情報(氏名、生年月日、年令、住所)が渡った経緯を再度確認した結果が判るもの。(平成26年度)」と記載している。

(イ) 諮問庁は、本件請求以前に審査請求人から、「△△連合会(△△学区の自治会の連合組織)が実施している敬老会事業(赤飯の配布事業)の案内が審査請求人のもとに届くのは、区役所を通じて△△学区民生委員会に提供されている個人情報、△△連合会に渡っているからではないか」との問合せを受けており、平成28年12月に、区役所を通じて△△連合会の会長に対して確認(以下「平成28年12月確認」という。)を行ったとのことであり、「再度確認した結果

- が判るもの」とは、平成28年12月確認に対する回答内容が分かる文書であると特定した。
- (ウ) これに関して、審査請求人は「平成29年1月～同年2月には、地域福祉課◇◇に直接請求人が再度の調査確認（以下「平成29年1月頃依頼」という。）をお願いをした。」と反論書の中で述べており、これは平成28年12月確認に照らして確認の時期等が異なっていることから、審査請求人が本件請求において求めている文書は、「諮問庁が行った平成28年12月確認に対する回答内容が分かる文書」ではなく、「平成29年1月頃依頼に基づく確認の回答内容が分かる文書」であるとする旨の主張とも読み取れるため、当審査会では、文書の特定に当たりこの点について検討することとした。
- (エ) 諮問庁が区役所を通じて行った「民生委員会から△△連合会に当該年度に70才になる者の個人情報（氏名、生年月日、年令、住所）が渡った経緯」の確認の時期については、諮問庁の説明によると、「平成28年12月以前に一度確認を行い、その結果を審査請求人に伝えたが、町内会はそのような情報を持っていないとの審査請求人の主張を踏まえて、平成28年12月に再度確認を行った。」とのことであった。
- (オ) 審査請求人が反論書において、「確認を行った」時期及びその際の地域福祉課の担当者の変遷を平成28年1月以降記載していることから、平成28年12月以前から審査請求人が地域福祉課に当該事案に関する問合せを行っていたと推定され、平成28年12月以前にも確認を行っているとの諮問庁の主張に不自然な点は認められない。
- (カ) 審査請求人が「再度の調査確認をお願いをした。」とされる平成29年1月頃依頼について、当審査会が諮問庁に確認したところ、審査請求人が述べているとおり「平成29年1月～同年2月には、地域福祉課◇◇に直接請求人が再度の調査確認をお願いをした。」という経過が存在するとのことであった。しかしながら、諮問庁は、平成29年1月頃依頼の内容は平成28年12月確認と同じ内容の確認を求めていると判断し、そもそも改めての確認等は行っていないとのことであり、その旨は、審査請求人に対しても伝えているとのことであった。
- (キ) また、本件請求書において、具体的に平成29年1月頃依頼に関する確認であると限定して読み取ることができる客観的な記載は見当たらない。
- (ク) これらのことからすると、諮問庁が本件請求1に係る文書として、平成28年12月確認に対する回答内容が分かる文書を特定したことに、特段不合理な点は認められない。
- イ 本件請求2に係る文書について
本件請求書の記載内容及び双方の主張から、本件請求2に係る文書は次のとお

りであると認められる。

左京区▼▼において、△△社会福祉協議会が実施している当該町内の独居高齢者への贈り物の配布状況が分かる文書で、平成26年度から平成28年度までのもの

(2) 本件処分について

ア 本件請求1に係る処分について

(ア) 本件請求1に係る文書は、上記6(1)アで確認したとおり、平成28年12月確認に対する回答内容が分かる文書である。

(イ) 審査請求人は、過去に自身が行った公文書公開請求において、「△△民生委員会から、△△連合会に対して、当該年度に70才になる者の個人情報（氏名、生年月日、年令、住所）が渡った経緯について、地域福祉課●●が■民生委員会会長に行った確認の結果が判るもの」を求めており、これは本件請求1に係る文書と同一のものと認められるところ、この請求に対する決定に対しても審査請求を行っている。

(ウ) 当審査会は、上記6(2)ア(イ)の審査請求事案について、平成29年11月2日付け答申第71号において、諮問庁が行った不存在による非公開決定は妥当であるとの判断を行っている。本件審査請求における双方の主張は従来の主張の繰返しであると認められる。

(エ) 本件審査請求において、審査請求人から、新たな事実、新たな根拠などに関しての主張はされていない。

(オ) これらのことからすれば、当審査会は、本件審査請求における、双方の主張からこれまでの判断を変更すべき特段の事情も認められないことから、本件処分に関する諮問庁の主張は不合理なものではないと判断する。

イ 本件請求2に係る処分について

(ア) 諮問庁の説明によると、諮問庁は審査請求人からの問合せを受けて、△△社会福祉協議会が実施している贈物の配布状況について、区役所を通じて△△学区社会福祉協議会の会長及び△△学区民生児童委員会の前会長に対して確認を行い、「配布は冬の1回のみ、民生委員だけでなく他の協力員も配布を担っている。」等の回答を得たとのことであった。また、当該確認について、諮問庁は区役所を通じて口頭により行ったものであって、公文書を作成していないとのこ

とであった。

(イ) これに対して、審査請求人は、「本件請求 2 は、民生委員法 14 条 4 号の規定する民生委員の職務及び同法 11 条 3 号の規定する解嘱事由に係る調査確認であるを口頭で行ったとするものである。諮問庁の弁明は、社会通念上の妥当性を著しく欠くものであり、失当と言わざるを得ない。」と主張する。

(ウ) ところで、京都市公文書管理規則第 6 条第 1 項では、公文書の作成について「意思決定に当たっては、公文書を作成するものとする。ただし、処理に係る事案が特に軽易なものにあつては、この限りでない。」と規定している。ここでいう「意思決定」には、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程も含まれていると解される。また、「事案が特に軽易なもの」とは、事後に確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、事案が歴史的価値を有さない場合などがある。

(エ) 本件審査請求についてみると、諮問庁が区役所を通じて贈り物の配布状況について確認した結果は、上記 6(2)イ(ア)のとおりであつて、諮問庁が審査請求人個人から受けた問合せに対して回答するためのものであつたことからすれば、審査請求人の問合せへの対応が完了すれば、事後に確認が必要とされるものでもなく、また、文書を作成しなくとも職務上支障が生じることもないと考えられることから、必ずしも公文書として作成しなければならないとはいえない。

(オ) 加えて、この贈物の配布事業に関しては、そもそも諮問庁が関与していない事業であることからすれば、諮問庁があえて文書を作成しなければならないとまではいえず、公文書を作成していないとの諮問庁の主張に不自然な点はない。

(カ) その他、審査請求人からは、諮問庁が本件請求 2 に係る文書を保有しているとの自身の主張を裏付ける具体的な証拠等は提示されていない。

(キ) これらのことからすれば、諮問庁が区役所を通じて■■民生委員会会長に確認した結果が記載された文書を作成又は保有していないとしても、特段不合理な点は認められない。

(3) 審査請求人は、これら以外にも様々な主張を行っているが、それらの主張は、いずれも本件請求に係る公文書の存否とは直接関係ないものであり、当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 4月28日 諮問

6月 1日 諮問庁からの弁明書の提出

9月21日 審査請求人からの反論書の提出

11月 2日 諮問庁の職員の口頭理由説明（平成29年度第7回会議）

平成30年 2月23日 審査請求人の口頭意見陳述（平成29年度第10回会議）

3月23日 審議（平成29年度第11回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）